

藤沢市スポーツ全国大会等開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、藤沢市内におけるスポーツの振興、普及及び将来にわたるまちなぎわいの創出を目的に、広く市民が観戦できる全国規模等のスポーツ大会（以下「スポーツ大会」という。）を開催する団体に対し、円滑な運営を図るための補助金について藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際競技連盟 各競技について、世界各国のスポーツ団体を統括する団体であり、世界選手権などの国際的なスポーツ大会を主催する団体
- (2) 国内競技連盟 各競技について、日本国内のスポーツ団体を統括する団体であり、日本選手権などの全国規模の大会を主催する団体

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業は、市内で開催されるアマチュアスポーツ大会のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもの（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 国際大会 海外参加者を招待して開催されるものであり、かつ国際競技連盟の主催又は公認を受けている大会
- (2) 全国大会 全国を対象として開催されるものであり、かつ国内競技連盟の主催若しくは公認の大会又は予選会の勝者による大会
- (3) 関東大会 関東を対象として開催されるものであり、かつ国内競技連盟の主催若しくは公認の大会、関東を規模とした国内競技連盟に準ずる団体の主催若しくは公認の大会又は予選会の勝者による大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (2) 本市から別の補助金の交付又は国、県、その他の地方公共団体、本市の外

郭団体から別の補助金等の公的支援を受けている事業及びその他関係団体から
国又は県からの出資金を原資とした補助金等の支援を受けている事業
(補助事業者)

第4条 補助の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する組織とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人神奈川県スポーツ協会又は
藤沢市体育協会に加盟する競技団体
- (2) 全国的に組織されたスポーツ振興を主たる目的とする団体及びその構成団
体又はそれらの団体に加盟する競技団体
- (3) 大会のために組織された実行委員会で前2号に掲げる団体を構成員として
含む団体

2 前項に規定する団体は、同一年度内に1回のみ補助対象とすることができるも
のとする。

3 第1項の規定にかかわらず暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」
という。)若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係
を有する者(以下これらを「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者
がいる法人その他の団体の場合は補助の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助
事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については、別表第1のと
おりとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内の額で予算の範囲内とする。た
だし、別表2に定める区分による金額を上限とする。また、算定した補助金額に
千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助事業の参加者数又は参加するチーム数により別表3に定める区分による金
額を前項の規定により算定した補助金額に加算できるものとする。ただし、当該
補助金額が補助対象経費の2分の1を超える場合は、補助対象経費の2分の1を
上限とする。

3 前項の規定にかかわらず、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

(補助金交付の申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市スポーツ全国大会等開催補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業を実施する30日前までに(4月に実施する事業については、補助金交付該当年度の予算の議決後速やかに。)、市長に提出しなければならない。ただし、申請の受付については、予算額に達したときをもって終了とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助事業を主催する団体の規約等
- (4) その他市長が提出を求めた書類

2 補助金の交付を受けようとするものは、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下に同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ適当と認めるものについて、藤沢市スポーツ全国大会等開催補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知する。

- 2 前項の規定による補助金交付決定の際、補助事業を適切に行わせるため、必要な指示及び条件をつけることができる。
- 3 補助金交付決定した事業については、看板、ポスター、チラシ及びホームページ等に「藤沢市スポーツ全国大会等開催補助金交付事業」と表記すること。

(変更交付の申請手続)

第9条 前条第1項の規定による補助金交付の決定の通知を受けたものは、補助事

業の計画を変更しようとするときは、藤沢市スポーツ全国大会等開催補助金事業計画変更交付申請書（第3号様式）に変更内容がわかる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市スポーツ全国大会等開催補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金の交付は、原則として補助事業終了後とする。ただし、大会運営上必要が認められれば、この限りでない。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長が定める期日までに提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第11条 補助金の交付を受けたものは、補助事業を完了したときは、藤沢市スポーツ全国大会等開催補助金事業完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業を完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類

(4) 補助事業の概要がわかる書類（チラシ、パンフレット、プログラム等）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助対象経費から減額して報告しなければならない。

（書類の整備、保存）

第12条 補助金の交付を受けたものは、補助事業の実施に係る経理を明確にし、帳簿等の関係書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、整理して保存しておかななければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助対象経費の2分の1以内を超えて補助金の交付決定がされ

ている場合は、期限を定めて、補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(補助金の取消)

第14条 市長は、この要綱の規定により補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 天変地異その他の事情により、補助事業が実施されなかったとき。
- (3) 第8条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (4) 第11条の規定による届出をしなかったとき。
- (5) 補助事業の施行方法が、不適當であると認められるとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表第1（第5条関係） 補助対象経費

区分	内容
報償費	審判員など臨時に雇用される者の賃金等
旅費	審判員などの交通費、宿泊費等
需用費	事務用品・競技用品等の消耗品費、プログラム等の印刷製本費
役務費	郵便料、保険料等
委託料	会場設営撤去委託費等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両の借り上げ料等
その他	市長が補助事業の実施に必要と認めるもの

備考

- 1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 次に掲げるものは、補助対象経費から除外する。
 - (1) 領収書又は支払を証する書類が提出できない経費（交通費等の実費弁償分を除く。）
 - (2) 食糧費（事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。）
 - (3) 有料プログラム作成に関わる経費
 - (4) 大会開催に関わる賞金
 - (5) 市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの

別表第2（第6条関係） 補助金額

区分	金額
第3条第1項第1号の大会 (国際大会)	300,000円
第3条第1項第2号の大会 (全国大会)	200,000円
第3条第1項第3号の大会 (関東大会)	100,000円

別表第3（第6条関係） 補助加算金額

区分	参加者数	参加チーム数	加算金額
第3条第1項第1号の 大会（国際大会）又は 第3条第1項第2号の 大会（全国大会）	500人から 999人まで	50チームから 99チームまで	50,000 円
	1,000人 以上	100チーム 以上	100,00 0円